

雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

高年齢者、障害者等の就職困難者の雇用機会の増大を図るため、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に助成を行う特定求職者雇用開発助成金等については、リーマンショックの際の雇用情勢の悪化に対応するため、支給額の拡充を行ったところであるが、今般、雇用情勢が回復基調であり、就職困難者の就職についても順調に伸び続けていることから、支給額をリーマンショック前に戻す見直し等を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 雇用対策法施行規則の改正

中小企業事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額を次のとおり改める。

対象労働者区分		現行の支給額	改正案の支給額
短時間労働者 以外	60歳以上の者等	90万円	60万円
	身体・知的障害者	135万円	120万円
短時間労働者	60歳以上の者等	60万円	40万円
	障害者	90万円	80万円

(※支給額は雇入れに係る者一人当たりの額)

(2) 雇用保険法施行規則の改正

① 中小企業事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金の支給額を次のとおり改める。

対象労働者区分		現行の支給額	改正案の支給額
短時間労働者 以外	60歳以上の者等	90万円	60万円
	身体・知的障害者	135万円	120万円
短時間労働者	60歳以上の者等	60万円	40万円
	障害者	90万円	80万円

(※支給額は雇入れに係る者一人当たりの額)

② 中小企業事業主に対する高年齢者雇用開発特別奨励金及び被災者雇用開発助成金の支給額を現行の90万円から60万円に改める。

③ 中小企業事業主に対する発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給額を現行の135万円（短時間労働者として雇い入れた場合は90万円）から120万円（短時間労働者として雇い入れた場合は80万円）に改める。

3. 施行日

平成27年5月1日（予定）

4. 根拠条文

雇用対策法（昭和41年法律第132号）第19条第1項

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第2項

特定求職者雇用開発助成金等の支給額の見直しについて

- 高年齢者・障害者などの就職困難者等を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給する「特定求職者雇用開発助成金」等（別紙1参照）については、リーマンショック後の雇用情勢の悪化に対応して、これまで2度にわたって支給額（支給単価×助成対象期間）の拡充を行った（別紙2の(2)(3)参照）。

＜リーマンショック後の拡充＞

- ①平成20年12月～ 中小企業の障害者の雇入れについて、助成対象期間を延長
- ②平成21年2月～ 中小企業の雇入れについて、支給単価を1.5倍に拡充

- 今般、雇用情勢が回復基調にある中で、就職困難者の就職についても順調に伸び続けていることから（別紙3参照）、支給単価をリーマンショック前に戻すこととする。
- 一方、助成対象期間についても基本的にリーマンショック前に戻すこととするが、障害者については、職場定着の促進が求められていることを踏まえて、1期分（重度障害者と精神障害者については2期分）を延長することとする。（別紙2の(4)参照）
- 施行日：平成27年5月1日（予定）

特定求職者雇用開発助成金等の概要

1. 目的

高年齢者・障害者等の就職困難者の雇用機会の増大を図るため、これらの対象者を雇い入れた事業主に対して助成を行う。

2. 助成金の種類

財源	助成金の名称	対象労働者の類型	根拠規定
一般会計	特定求職者 雇用開発助成金	60～64歳、障害者、母子家庭 の母などのうち、雇用対策法 に基づく職業転換給付金の受 給者	雇用対策法施行規則 第6条の2
雇用保険 二事業	特定就職困難者 雇用開発助成金	60～64歳、障害者、母子家庭 の母など	雇用保険法施行規則 第110条第2～6項
	高年齢者雇用開発 特別奨励金	65歳以上	雇用保険法施行規則 第110条第7・8項
	発達障害者・難治性疾 患患者雇用開発助成金	発達障害者、難治性疾患患者	雇用保険法施行規則 第118条の3第2・3項
	被災者雇用開発助成金	東日本大震災被災離職者	雇用保険法施行規則 附則第15条の5

3. 支給方法の概要

対象労働者を公共職業安定所等の職業紹介により雇い入れた事業主に対して、都道府県労働局に対する支給申請に基づき、対象労働者の類型によって定められた定額（＝支給額）を、一定期間（＝助成対象期間）にわたり、半年ごとに分けて支給する。

特定求職者雇用開発助成金等の支給額（支給単価×助成対象期間）の変遷と見直し案

対象労働者の類型			(1) リーマンショック前	(2) 平成 20 年 12 月～ 〔中小企業の障害者について〕 助成対象期間を延長	(3) 平成 21 年 2 月～ (中小企業の支給額を増額)	(4) 見直し案
中小企業	短時間労働者以外	①	30 万円×2 期 (計 60 万円)	30 万円×2 期 (計 60 万円)	<u>45 万円</u> ×2 期 (計 <u>90 万円</u>)	<u>30 万円</u> ×2 期 (計 <u>60 万円</u>)
		②		30 万円× <u>3 期</u> (計 <u>90 万円</u>)	<u>45 万円</u> ×3 期 (計 <u>135 万円</u>)	<u>30 万円</u> × <u>4 期</u> (計 <u>120 万円</u>)
		③	40 万円×3 期 (計 120 万円)	40 万円× <u>4 期</u> (計 <u>160 万円</u>)	<u>60 万円</u> ×4 期 (計 <u>240 万円</u>)	<u>40 万円</u> × <u>6 期</u> (計 240 万円)
	短時間労働者	④	20 万円×2 期 (計 40 万円)	20 万円×2 期 (計 40 万円)	<u>30 万円</u> ×2 期 (計 <u>60 万円</u>)	<u>20 万円</u> ×2 期 (計 <u>40 万円</u>)
		⑤		20 万円× <u>3 期</u> (計 <u>60 万円</u>)	<u>30 万円</u> ×3 期 (計 <u>90 万円</u>)	<u>20 万円</u> × <u>4 期</u> (計 <u>80 万円</u>)
大企業	短時間労働者以外	⑥	25 万円×2 期 (計 50 万円)	25 万円×2 期 (計 50 万円)	25 万円×2 期 (計 50 万円)	25 万円×2 期 (計 50 万円)
		⑦	33 万円×3 期 (計 100 万円)	33 万円×3 期 (計 100 万円)	33 万円×3 期 (計 100 万円)	33 万円×3 期 (計 100 万円)
		⑧				
	短時間労働者	⑨	15 万円×2 期 (計 30 万円)	15 万円×2 期 (計 30 万円)	15 万円×2 期 (計 30 万円)	15 万円×2 期 (計 30 万円)

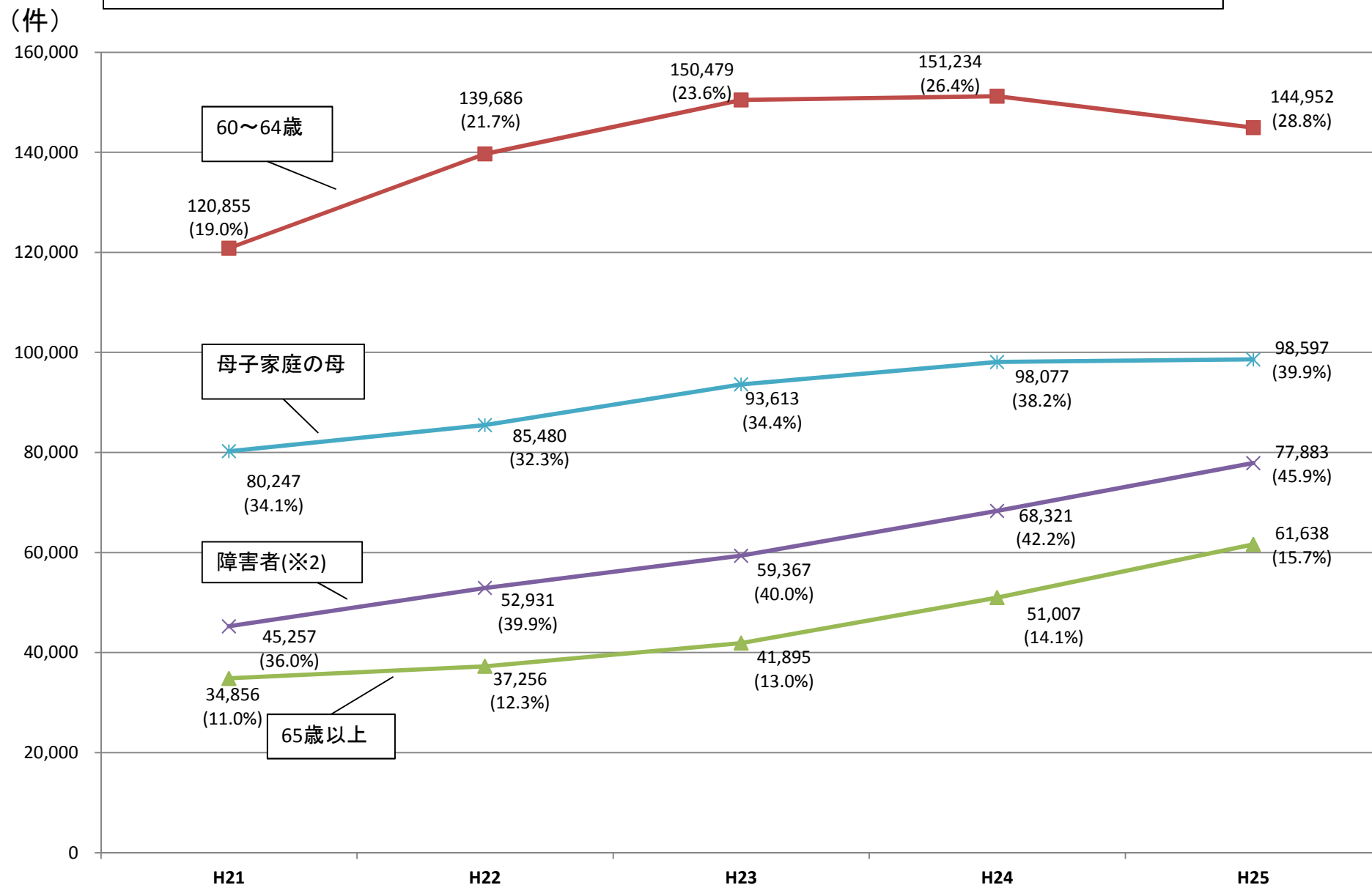
※ 1 期は 6 ヶ月間

※ 太字の下線部分がその時点での変更点

※ 「特定求職者雇用開発助成金」「特定就職困難者雇用開発助成金」は①～⑨の区分、「高年齢者雇用開発特別奨励金」及び「被災者雇用開発助成金」は①④⑥⑨の区分、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」は②⑤⑦⑨の区分に相当する。

※ 「(重度・精神)」は、重度の身体・知的障害者、45 歳以上の身体・知的障害者及び精神障害者をいう。

対象者の就職状況(公共職業安定所の紹介による就職件数)①

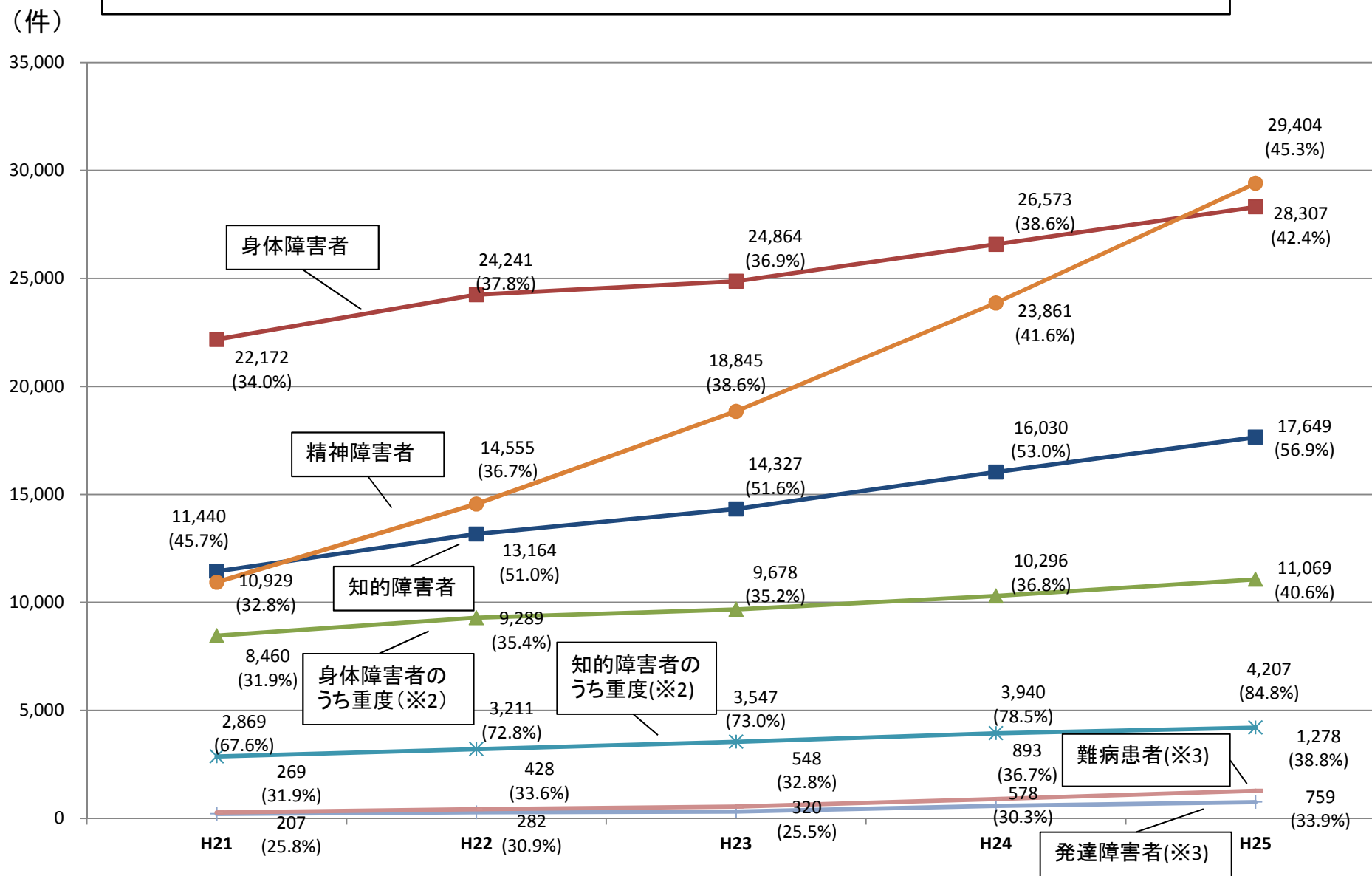


※ ()内の数値は就職率

※2 障害者には、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者、その他の障害者(高次脳機能障害等)が含まれる。

(出所)職業安定行政業務統計

対象者の就職状況(公共職業安定所の紹介による就職件数)②



※ ()内の数値は就職率。

※2 「身体障害者のうち重度」は「身体障害者」の内数、「知的障害者のうち重度」は「知的障害者」の内数。

※3 難病患者又は発達障害者のうち、障害者手帳を所持しない者の就職件数。

(出所)職業安定行政業務統計